

介護予防・日常生活支援総合事業説明会Q&A(住民説明会)

【よくある質問】

分類	質問事項	回答
1	現在、ホームヘルプやデイサービスを利用していますが、継続して利用できますか。	平成29年4月以降も介護事業所による訪問介護(ホームヘルパー)・通所介護(デイサービス)は、今まで通りに利用できます。 ケアマネジャーが利用者のお身体の状態や意向を踏まえ、必要な支援を決定します。
2	どうすれば利用することができますか。	生活の中に困りごとができたときには、これまで通り「市」または「地域包括支援センター」にご相談ください。 面接時において「基本チェックリスト」と呼ばれる簡易な確認や質問事項を聞き取りのうえ、サービスや支援を受けることができるかどうかの判断をします。 ※希望に応じて「要支援認定」の審査を受けることができます。
3	「基本チェックリスト」とは、何ですか。	生活に密着した25項目の質問により、支援が必要かどうかの判断をするチェックリストです。詳しくは制度資料をご覧ください。
4	ボランティアを行うために必要な新たな資格は、ありますか。	市で行う「総合事業生活支援ボランティア養成研修」の受講が必要です。
5	ボランティア支援中にケガをしたり、相手方の物を壊したりする事故があった時はどうなりますか。	在宅・地域福祉サービス中のケガや賠償責任を補償するボランティア保険に加入していただき、相手方やボランティア支援者を問わず事故の対応は保険で補償することになります。保険料は担い手の経費で掛けていただきます。 トラブルのリスクを少なくするためにも、市の「総合事業生活支援ボランティア養成研修」の受講をしていただきます。

【制度に関すること】

分類	質問事項	回答
1	平成29年4月までに、地域に住民ボランティア組織ができない場合はどうなるのでしょうか。	新たに、NPO・民間事業所による、基準を緩和したサービスの提供をすることになっております。 これからも、各地域ごとに実情を踏まえて立ち上げ支援を行い、準備が整った地域から取り組みをスタートしたいと考えています。
2	総合事業の周知がもっと必要だと思いますが・・・。	定期的に花巻市全域の説明会を開催します。また、地域ごとの説明会は地域からのご要望いただきながら、随時開催していきたいと考えています。 「複数回、聞くことで理解が深まった」という声も頂いておりますので、地域で開催される福祉部会や各種会合、総会等住民の方々が集まる機会に、お時間を頂戴できましたら、説明にお伺いしますので、ぜひご連絡ください。
3	説明会に来れないような人でサービスを必要としている人達への周知はどのように考えているのでしょうか。	支援を必要としている方やそのご家族にも情報が届くように、広報の特集号を作成し、全戸配布する予定にしております。 支援を必要としている方には、花巻市社会福祉協議会や各地域包括支援センターと連携し、訪問や相談時に総合事業のご案内等をしてもらうなど、周知に努めます。

分類	質問事項	回答
4	高齢者が高齢者を支援する事になるようですが、大丈夫でしょうか。	社会参加をすることは、介護予防の観点からも大変効果があります。総合事業の仕組みとして、生活支援を受ける方は「ちょっとした生活のお手伝いを受ける」ことで自立支援となり、生活支援を行う方も社会参加することで相互に介護予防効果が期待できることは、メリットの一つとして見込まれております。
5	高齢化でますます地域で支援を必要とする方が増えたら、民生委員だけでの対応が難しくなっていくのではないのでしょうか。	民生委員が生活支援の担い手にならなければならない、ということではありません。今までは、民生委員等特定の人が支援を担ってきていることが多かったのですが、これからは地域の様々な方に担い手となっていただき、関わりを持ってもらえる仕組みを作っていきたいという制度です。
6	現在、要支援認定を受けていない人は、自分で申請するのでしょうか。	支援を受けるための申請は本人の意思で行い、本人の意向を確認しながらケアマネジャーと支援計画を立てて、自立を支援していきます。窓口での申請が困難な方はご相談ください。

【生活支援に関すること】

分類	質問事項	回答
1	生活支援は、利用回数の上限はあるのでしょうか。	「要支援1」相当の方は週1～2回、「要支援2」相当の方は週2～3回となり、本人の意向やお身体の状態を確認しながら、ケアマネジャーと支援計画を立てます。
2	総合事業での生活支援を上限の回数以上に利用できますか。	今までの介護保険サービスと同様ですが、上限の回数以上に利用する際は、全額自費での利用となります。
3	たとえば、1時間1,200円で「ゴミ出し」だけ行うのでしょうか、他の作業も合わせて行うのでしょうか。	支援内容につきましては、ケアマネジャーが作成する支援計画に沿っての作業依頼となります。ケアマネジャーが組立てた作業内容を時間内に作業していただくこととなりますので、支援者がその場で支援内容を判断しなければならないようなことはありません。 例：1時間で「ゴミ出し」+「掃除」など 「ゴミ出し」だけの場合、1時間ではなく30分単位にするなどの、時間設定についても検討中です。
4	現在、無償で「ゴミ出し」を行っていますが、今後はすべて総合事業の対象になるのでしょうか。	現在行われている活動を妨げるものではありませんので、これまで通りに継続していただくことができます。
5	有償ボランティア支援を行った場合、利用者負担が発生することにより、現在の良好な関係で行われている支え合いが崩れることにならないか、不安に思っています。	良好な関係で行われている支え合い活動は、これまで通りのかたちで行われていくことが良いと思います。
6	地域(近所)の支援を嫌がる人もいます、すべてが住民ボランティアの支援にかわるのでしょうか。	支援につきましては、本人の意向を確認しながらケアマネジャーと支援計画を立てることになりますが、生活支援の依頼先は介護事業所やNPO等を選択することもできます。
7	買い物支援の方法について、支援する人が自分の車に支援される方を乗せて店に買い物に行ってもいいのでしょうか。	支援する方が自分の車に支援される方を同乗させて買い物に行くことは、できません。支援される方からお金を預かって、買い物に行くこととなります。介護予防の観点からは、支援される方のできること(商品を選ぶ・代金の支払い等)は自分で行うような支援計画を、ケアマネジャーが立てることが望ましいと考えております。
8	ボランティア養成研修の受講に年齢制限はありますか。	ありません。

分類	質問事項	回答
9	訪問型サービスAの提供メニューに「除雪」は、ありますか。	訪問型サービスAの提供できるメニューは、現行のヘルパー作業から身体介護を除いた生活支援に限定されているので「除雪」はメニューにありません。
10	身体介護とはなんですか。	お身体に直接、触れて行う介助を言います。例えば、お食事の介助、洋服の脱ぎ着の介助などです。

介護予防・日常生活支援総合事業説明会Q&A（NPO・市民活動団体）

分類	質問事項	回答
1	利用者がどのサービスを利用するか、判断するのは誰ですか。	支援計画(ケアプラン)を作成する、地域包括支援センターです。地域包括支援センターがケアプラン作成の面接時に利用者の意向を十分にお伺いして、身体介護の必要性を考慮したうえ、「介護事業所のサービス」「NPOや民間事業所のサービス」「地域のボランティアが行うサービス」の利用を検討します。
2	設備基準3㎡とは、居室部分のみの基準でしょうか。	活動スペース(運動や交流のための部分)のみで、トイレ・台所等は含みません。
3	利用者負担料金の集金方法を教えてください。	現在の介護保険と同様に、事業所が利用者から集金することとなります。
4	単価2,800円とは、利用者一人に対する単価でしょうか。それともミニデイ1回の開催に対する単価でしょうか。	利用者一人に対する単価です。
5	ミニデイの単価である「1回3時間2,800円」に送迎は含まれるのか。	2,800円の中に送迎の対価は含めておりません。(通所型サービスAにおいて、有償の送迎は想定しておりません)
6	通所型サービスAを利用するために、基本チェックリストやケアプラン作成は必要でしょうか。	必要です。利用者の支援意向により、ケアマネジャーがケアプランを作成し、通所等の利用となります。
7	現在「助け合い活動」を行っております。総合事業に参加するか検討中ですが、総合事業と助け合い活動と二枚看板でどちらも活動することは可能でしょうか。	可能です。総合事業の提供メニューで、総合事業の上限の回数以上の支援を希望する方、また、現在の活動の「助け合い活動」は様々なメニューに対応できますので、総合事業では提供できないメニュー(除雪、ペットの世話、電球交換、見守り等)の支援を希望している方などの対応を引続きお願いします。
8	訪問型サービスB、通所型サービスBは行わないのでしょうか。	現状において、まずは訪問型サービスA、通所型サービスAの仕組みを作っていきたいと考えております。